

○ 財務省告示第 197 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 3 年 6 月 28 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 26 日

財務大臣 麻生 太郎

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 17 回	1,500,000,000 円	100.70 円
〃	〃	2,000,000,000 円	100.75 円
〃	第 18 回	1,300,000,000 円	101.05 円
〃	〃	500,000,000 円	101.12 円
〃	第 19 回	3,100,000,000 円	101.19 円
〃	〃	1,000,000,000 円	101.20 円
〃	〃	1,000,000,000 円	101.25 円
〃	〃	1,000,000,000 円	101.28 円
〃	〃	500,000,000 円	101.32 円
〃	第 20 回	500,000,000 円	101.53 円
〃	〃	100,000,000 円	101.54 円

”	第 22 回	1,500,000,000 円	102.00 円
”	第 23 回	10,000,000,000 円	102.19 円
”	”	5,500,000,000 円	102.20 円
”	”	2,500,000,000 円	102.30 円
”	”	300,000,000 円	102.33 円
”	第 24 回	2,000,000,000 円	102.34 円
”	”	3,000,000,000 円	102.38 円
”	”	3,000,000,000 円	102.43 円
”	”	2,000,000,000 円	102.45 円
”	第 25 回	2,000,000,000 円	104.20 円
”	”	5,000,000,000 円	104.26 円
”	”	800,000,000 円	104.38 円
合 計		50,100,000,000 円	